

1 部

学習サポート

2 / 1 ~ 3 / 31の各種申込締切一覧

通信教育部では各自のペースで学習していただくことを基本としておりますが、各種の申込みは下記の日程必着でお願いいたします。

■全学生に関連するもの

	提出物	締切日
2月科目修了試験	レポート・ 申込みハガキ	2月7日(木)
冬期スクーリングⅣ (3/2~3/20)	申込みハガキ	2月7日(木)
春期スクーリングⅠ (3/23~3/31)	申込みハガキ	2月28日(木)
春期スクーリングⅡ (4/6~4/21)	申込みハガキ	3月21日(木)
オンデマンド・スクーリング	TFUオンデマンド 画面上申込み	2月6日(水)正午 ほか本冊子 p. 42 表参照
追加履修申込締切 (10月生のみ)	巻末申込書	2月25日(月)

	受付日
<p style="text-align: center;">レポート</p> <p>(レポートはいつ提出してもよいものですが、受付日の午前中到着分までについて、まとめて教員に依頼します。ひとつの提出目標として目安にしてみてください。)</p>	2月7日(木) 2月21日(木) 3月1日(金) 3月7日(木) 3月26日(火)

スクーリング受講者専用別レポートは決められた期限までに提出することが必要です。

■社会福祉援助技術演習・実習関連

	締 切 日	備 考
<p>★■社会福祉援助技術演習 A 2・3単位めレポート ◆社会福祉援助技術演習 I 2単位めレポート (スクーリング事後レポート)</p>	<p>2月受講者 →2月25日(月)</p>	<p>『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 「★■演習 A」 p. 131～136 「◆演習 I」 p. 188～192 + 『試験・スクー リング 情報ブッ ク2012』 p. 30～31</p>
<p>★■社会福祉援助技術演習 B・◆演習 II スクーリング受講申込み (本冊子巻末「演習科目スクー リング申込用紙」を提出)</p>	<p>5・6月受講希望者 →3月15日(金)</p>	<p>本冊子 p. 89～90 + 『レポート課題 集2013 (社会福祉 編)』 「★■演習 B」 p. 137～142 「◆演習 II」 p. 193～197</p>
<p>★■社会福祉援助技術実習指導 A スクーリング受講申込み (『With』85号巻末申込用紙を 提出)</p>	<p>4月受講希望者 (H25年度科目等 履修生として実習 受講予定者・およ び復学者のみ) →2月20日(水)</p>	<p>『レポート課題集 2013(社会福祉編)』 「★■指導 A」 p. 149～152 + 『試験・スクー リング 情報ブッ ク2012』 p. 37～38</p>

■精神保健福祉援助演習・実習関連

	締切日	備考
<p>◆★精神保健福祉援助演習 スクーリング受講申込み (本冊子巻末「演習科目スクーリング申込用紙」を提出)</p>	<p>6・7月受講希望者 →3月15日(金)</p>	<p>本冊子 p. 91～92 + 『レポート課題集2013 (社会福祉編)』 「◆★精保演習」 p. 234～239</p>

■教育実習・障害者(児)教育実習・介護実習関連

	締切日	備考
<p>教育実習・障害者(児)教育実習 誓約書・健康診断書(・個人調査票のコピー)提出</p>	<p>4月実習開始者 →2月15日(金) 5月実習開始者 →3月15日(金)</p>	<p>※事前指導受講済者のみ対象</p>
<p>教育実習の事前事後指導 事前指導スクーリング受講申込み</p>	<p>3月受講希望者 →2月28日(木)</p>	<p>『レポート課題集2013(心理・教職編)』 p. 174～177</p>
<p>障害者教育実習の事前・事後指導 事前指導スクーリング受講免除のための書類提出</p>	<p>3月受講免除希望者 →2月1日(金)</p>	<p>『レポート課題集2013(心理・教職編)』 p. 245～250</p>
<p>障害者教育実習の事前・事後指導 事前指導スクーリング受講申込み</p>	<p>3月受講希望者 →2月28日(木)</p>	

■その他

●4月生（正科生）

- ・年度内評価レポート提出期限 2月28日(木)
- ・学費納入期限 3月31日(日)
- ・休学届提出期限 3月31日(日)

●心理学研究法Ⅱ 1単位めレポート提出期限

(3月スクーリング受講済者) 3月12日(火)

●3月卒業希望者

- ・再提出レポート提出期限 2月20日(水)
- ・心理学研究法Ⅱ 1・2単位めレポート提出期限
(3月スクーリング受講済者) 3月5日(火)

●卒業研究

- ・2回めガイダンス申込締切（福祉心理学科のみ） 2月4日(月)

障害者制度改革の現状について

障害者の権利条約の締結の前に取り組むこと

現在の障害者制度改革は、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准するための大きな改革です。障害者権利条約は平成18年12月に国連総会で採決され、日本政府は署名しましたが、まだ批准していません。政府が批准しようとしたとき日本障害フォーラム（JDF）等の障害当事者団体が拙速な批准に反対したのです。安易に批准するのではなく、批准前に国内法や制度の整備をしてから、批准すべきだと主張したのです。既にわが国で批准されている条約の多くは国内法の整備を行う前に批准されたので、条約の趣旨が活かされていない場合が多いのです。

障がい者制度改革推進会議

平成21年12月に設けられた障がい者制度改革推進本部により、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする諸制度の集中的な改革を行うことが示され、障がい者制度改革推進会議が設置されました。ところで、「障害」という表記は「障がい」とすべきという意見もありますが、未だ結論がでず、今後また検討することになっています。

障害当事者、学識経験者等で構成された障がい者制度改革推進会議が障害福祉のあり方について検討を深め、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」として報告書がまとめられました。十分という評価までには至りませんでした。それらの意見を踏まえ障害者基本法が改正されました（平成23年8月施行）。さらに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部

会では障害者自立支援法廃止後の制度の検討を行い、骨格提言報告書にまとめました。この骨格提言については法案に取り入れられなかったものが多数を占めましたが、障害者総合支援法が成立し、本年4月から施行されます。

障がい者制度改革推進会議とそれを引き継いだ障害者政策委員会の差別禁止部会は平成24年9月に障害者差別禁止法策定に関する意見を報告書にまとめています。それらの報告を受け、前政権では平成25年に法案の提出を目指すとしていました。そのような中、昨年12月に政権交代が行われ、差別禁止法の法案策定状況が見えなくなっています。

障害者基本法改正のポイント

障害者基本法は、障害者福祉に関するすべての法律の基本となる考え方を示す法律です。今回の改正では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」をもとに、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされています。

障害の定義について「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、従来の身体障害、知的障害、精神障害の三障害に限るのではなく、発達障害や難病等に起因する障害等も含むものであり、社会的障壁との相互作用によってもたらされると定義されました。社会的障壁を除去することの重要性が示されたのです。障害は、心身の機能の障害のみで生じるものではなく、社会的障壁との相互作用から生じることを明確に

示しています。いわゆる「社会モデル」の考え方です。

障害者総合支援法のポイント

障害者自立支援法は策定当時、保険制度の導入も議論され、介護保険法との関係性が意識されていたように考えられます。そのようなことから障害者自立支援法と介護保険法の間には、原則一割の定率負担や障害程度区分の認定等、様々な点で似た仕組みがあり、それらが活用しづらさをもたらしています。そこで、総合福祉部会では社会における生活のしづらさに視点をあてて制度についての具体的な検討を行い、骨格提言としてまとめました。

しかし、厚生労働省は骨格提言の内容のごく一部しか取り入れずに、名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とした改正法案を策定したのです。その後、障害者団体等が各党に要望して幾つかの点で改善がなされました。また、法案に取り入れられなかった内容については、附則として、法の施行後3年を目途として検討するとされています。これを根拠に、今後十分に検討していく必要があります。

障害者差別禁止法の制定をめざして

障害者基本法では障害者差別を禁じていますが、具体的に何が差別であるのか等について示されていません。そこで、差別についての「物差し」を明らかにし社会のルールとして共有し、必要な場合には簡易迅速な紛争解決の仕組み等を用意するためにも差別禁止法が必要になります。昨年9月にまとめられた差別禁止部会の意見では、目的規定に明記すべき視点として、①行為規範（人々の判断基準）の提示、②差別からの法的保護、③

国等の責務を明らかにすること、④共生社会の実現があげられています。

「障害に基づく差別」とは「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」です。合理的配慮とは、障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権を行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことであり、これを行わないことは差別であるとされています。また、特に重要と思われる10分野について深く検討していますので、これらの意見をもとに是非とも法制定に結びつけてほしいと思います。

私は昨年7月に内閣府に設置された障害者政策委員会委員として障害者基本計画の検討等にかかりました。障害者政策委員会は、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を担うとされています。今後の検討の進展によってはまた『With』紙上で報告いたします。

スクーリング・アンケートから(1)

スクーリングの際にお書きいただいたアンケートから抜粋して紹介させていただきます。p. 94～96にも掲載されています。

●レポート作成にあたって

- ・他の科目のテキストなどと連動すると書きやすいかもしれませんが。自身の切り口というのは大切にして、そこから肉付けというのが、アプローチとしてできるのではないかと考えています。あとは、ある程度焦点をしぼって目標を定め、自分の気分の乗るときに仕上げてみてはどうでしょう。
- ・自分より大変なはずなのに、きちんと頑張っている仲間の存在を知り、励まされます。家でなかなか勉強できませんが、仲間の存在が刺激になり、疲れても頑張ろうと思います。

●障害者福祉論

- ・利用者主体の本当の意味を考えさせられました。
- ・ソーシャルワーカー菅野さんのサロンのVTRにとっても感銘を受けました。あるがままを受け入れる姿勢などがとても大切だと感じました。
- ・「大学は福祉六法を見ればわかるような法律を学ぶところではない。ディスカッションとして、ものの見方、とらえ方を学ぶところだ」という先生の熱い語りに納得しました。

●児童・家庭福祉論

- ・各ビデオの内容は衝撃的であり、考えさせられました。
- ・児童虐待の事例は、やはり見ていて辛かったです。子どもは親を選べないからこそ、普通の家庭生活を維持していくための支援が必要なのだと感じました。
- ・家庭の状況が変化することで子どもが貧困状態になったときに、家族ができないことは家庭外からのサポートが不可欠だとわかりました。
- ・普通に社会の中で起こっている問題であるだろうに、表面化しない現実の厳しさや切なさを感じました。自分にはどのような役割があるかを考えていきたいです。